（課税総括課の所掌事務）

第五百二十五条　課税総括課は、次に掲げる事務（資料調査課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［一～八　略］

九　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の賦課に関する調査（令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるものを除く。）及び文書の送達並びに外国居住者等所得相互免除法第四十一条の二第七項に規定する報告事項の提供に関する調査で、処理困難なものとして沖縄国税事務所長が課税総括課において調査させる必要があると認めたものについての調査を行うこと（前号に掲げるものを除く。）。

十　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の賦課に関する調査（令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるものを除く。）及び外国居住者等所得相互免除法第四十一条の二第七項に規定する報告事項の提供に関する調査で、処理困難なものとして沖縄国税事務所長が課税総括課において調査させる必要があると認めたものについての調査を行うこと（前号に掲げるものを除く。）。

十一　［略］

（資料調査課の所掌事務）

第五百三十条　資料調査課は、次に掲げる事務（課税総括課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［一～五　略］

六　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の賦課に関する調査（令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるものを除く。）及び外国居住者等所得相互免除法第四十一条の二第七項に規定する報告事項の提供に関する調査で、処理困難なものとして沖縄国税事務所長が課税総括課において調査させる必要があると認めたものについての調査を行うこと（前号に掲げるものを除く。）。

七　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の賦課に関する調査（令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるものを除く。）及び外国居住

（課税総括課の所掌事務）

第五百二十五条　課税総括課は、次に掲げる事務（資料調査課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［一～八　同上］

九　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の賦課に関する調査（令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるものを除く。）及び文書の送達並びに外国居住者等所得相互免除法第四十一条の二第六項に規定する報告事項の提供に関する調査で、処理困難なものとして沖縄国税事務所長が必要があると認めたものについての調査を行うこと（前号に掲げるものを除く。）。

十　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の賦課に関する調査（令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるものを除く。）及び外国居住者等所得相互免除法第四十一条の二第六項に規定する報告事項の提供に関する調査で、処理困難なものとして沖縄国税事務所長が課税総括課において調査させる必要があると認めたものについての調査を行うこと（前号に掲げるものを除く。）。

十一　［同上］

（資料調査課の所掌事務）

第五百三十条　資料調査課は、次に掲げる事務（課税総括課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［一～五　同上］

六　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の賦課に関する調査（令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるものを除く。）及び外国居住者等所得相互免除法第四十一条の二第六項に規定する報告事項の提供に関する調査で、処理困難なものとして沖縄国税事務所長が課税総括課において調査させる必要があると認めたものについての調査を行うこと（前号に掲げるものを除く。）。

七　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の賦課に関する調査（令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるものを除く。）及び外国居住

者等所得相互免除法第四十一条の二第七項に規定する報告事項の提供に関する調査で、処理困難なものとして沖縄国税事務所長が資料調査課において調査させる必要があると認めたものについての調査を行うこと（前号に掲げるものを除く。）。

（税務署に置く課等）

第五百四十七条　税務署に、総務課並びに国税庁長官の定めるところにより、税務広報広聴官、特別国税徴収官、特別国税調査官、統括国税徴収官、統括国税調査官及び酒類指導官を置く。

［2～4　略］

5　税務広報広聴官の定数は、各税務署を通じて百二十人以内とし、特別国税徴収官の定数は、各税務署を通じて四百四人以内とし、特別国税調査官の定数は、各税務署を通じて千四百九十九人以内とし、統括国税徴収官の定数は、各税務署を通じて千四百八十一人以内とし、統括国税調査官の定数は、各税務署を通じて三千五百三十九人以内とし、酒類指導官の定数は、各税務署を通じて百三十人以内とする。

（統括国税調査官の職務）

第五百五十三条　統括国税調査官は、命を受けて、次に掲げる事務（特別国税調査官及び酒類指導官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

［一～五　略］

六　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の賦課に関する調査及び文書の送達並びに外国居住者等所得相互免除法第四十一条の二第七項に規定する報告事項の提供に関する調査に関すること。

七　［略］

（国税調査官）

第五百五十六条　各税務署を通じて国税調査官一万八千六百九十二人以内を置く。

2　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

者等所得相互免除法第四十一条の二第六項に規定する報告事項の提供に関する調査で、処理困難なものとして沖縄国税事務所長が資料調査課において調査させる必要があると認めたものについての調査を行うこと（前号に掲げるものを除く。）。

（税務署に置く課等）

第五百四十七条　税務署に、総務課並びに国税庁長官の定めるところにより、税務広報広聴官、特別国税徴収官、特別国税調査官、統括国税徴収官、統括国税調査官及び酒類指導官を置く。

［2～4　同上］

5　税務広報広聴官の定数は、各税務署を通じて百二十人以内とし、特別国税徴収官の定数は、各税務署を通じて四百三人以内とし、特別国税調査官の定数は、各税務署を通じて三千五百三十九人以内とし、酒類指導官の定数は、各税務署を通じて百三十人以内とする。

（統括国税調査官の職務）

第五百五十三条　統括国税調査官は、命を受けて、次に掲げる事務（特別国税調査官及び酒類指導官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

［一～五　同上］

六　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の賦課に関する調査及び文書の送達並びに外国居住者等所得相互免除法第四十一条の二第六項に規定する報告事項の提供に関する調査に関すること。

七　［同上］

（国税調査官）

第五百五十六条　各税務署を通じて国税調査官一万八千六百六十九人以内を置く。

2　［同上］

附　則

この省令は、公布の日から施行する。